



ASOポップカルチャー専門学校

ASOポップカルチャー専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、地域社会の発展に寄与し、国際社会に役立つ人材を養成することを目的とする。

校訓：無私

(名 称)

第 2 条 本校は、ASOポップカルチャー専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目13番14号に置く。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、5年に1度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程・学科・修業年限・定員・休業日

(本校の課程・学科および修業年限、ならびに定員)

第 5 条 本校の課程・学科・修業年限・定員は、別表1のとおりとする。

(在 学 期 間)

第 6 条 在学期間は、在籍する学科の修業年限の2倍を限度とする。

(学年・学期の始終期)

第 7 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

但し、文化・教養高等課程においては次のとおりとする。

前 期 4月1日から10月10日まで

後 期 10月11日から3月31日まで

3 校長は、必要に応じて第1項、第2項の期間を変更することができる。

(休 業 日)

第 8 条 学校の休業日は次のとおりとする。

ただし、第 3 号から第 5 号の休業期間の始期及び終期は、年度により学年暦に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業

2 上記の休業日は、校長の判断により変更することができる。

第 3 章 組織及び会議

(教 職 員)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|------|-------------------------------|
| 校 長 | 1 名 |
| 教 員 | 基幹教員 30 名以上
非基幹教員 必要に応じて置く |
| 事務職員 | 相当数 |
| 校 医 | 1 名 |

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

(会 議)

第 10 条 学校の円滑公正な運営を図るため次の会議を置く。

- 一 教務会議
- 二 カリキュラム会議
- 三 進級・卒業判定会議
- 四 入試選考会議

第 4 章 教育課程

(教育課程及び授業時間数)

第 11 条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表 2 のとおりとする。

- 2 本校の学科については、単位制とする。履修に関する事項は、履修規程に別に定める。但し文化・教養高等課程は除く。
- 3 文化・教養高等課程の科目の授業時数を単位数に換算する場合は、別途定める規則に基づいて行う。

(授 業 時 間)

第 12 条 本校の始業及び終業の時刻は、9 時 30 分から 17 時 5 分までとする。文化・教養高等課

程においては 9 時 30 分から 15 時 25 分までとする。

(成績評価)

- 第13条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験及び履修状況等を総合的に勘案して行う。
- 2 各学期末に行う試験、および実習の成果についての評価は、別に定める「成績評価に関する規程」、文化・教養高等課程においては別に定める「成績評価に関する規程（高等課程）」に基づき行う。

(課程修了の認定)

- 第14条 課程修了の認定は「履修規程」に定める卒業要件に基づき、校長が行う。
- 2 文化・教養高等課程は、別に定める「進級・卒業に関する規程」に基づき、校長が行う。

第5章 入学・転科・編入学・休学・復学・退学・除籍及び卒業

(入学資格)

- 第15条 本校入学資格は次のとおりとする。
- 高等学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは中等教育学校を卒業した者、又は学校教育法施行規則第183条に該当する者。
- 2 文化・教養高等課程における入学資格は次のとおりとする。
中学校又は義務教育学校を卒業した者、特別支援学校の中等部又は中等教育学校の前期課程を修了した者、又は学校教育法施行規則第95条に該当する者。

(入学時期)

- 第16条 入学の時期は4月とする。

(入学志願手続)

- 第17条 本校に入学を志望する者は、別に定める所定の書類に入学選考料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

- 第18条 入学者の選抜方法は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

- 第19条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。
- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。
 - 3 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。
 - 4 文化・教養高等課程においては、入学者の選抜に基づき合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに第36条に定める納付金を納付し、所定の誓約書に本人及び保証人1名が

署名捺印のうえ、手続きを完了しなければならない。

- 5 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。

（保証人）

- 第20条 第19条第4項に定める保証人は、保護者又はこれに準ずる者とし、学生の一身上について責任を負うことのできる者でなければならない。
- 2 校長は、第19条第4項に定める誓約書の提出を受けた場合において、当該誓約書に連署した保証人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

（転科）

- 第21条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。
- 2 転科に必要な事項は別に定める。

（編入学）

- 第22条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
- 2 編入学に必要な事項は別に定める。

（転入学）

- 第23条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。
- 2 転入学に必要な事項は、別に定める。

（再入学）

- 第24条 退学もしくは除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上、これを許可することがある。
- 2 再入学に必要な事項は別に定める。

（休学）

- 第25条 病気や留学、またはその他の理由により、引き続き30日以上修学することができない者は、休学願（病気の場合は診断書を添付）を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。
- 2 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。手続きに関する事項は別に定める。
 - 3 休学に必要な事項は別に定める。

（復学）

- 第26条 休学期間満了の場合、又は休学の期間中にその理由がなくなった場合は、校長に願い出て、その許可を得て復学することができる。
- 2 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。

- 3 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則および規程等を適用する。
ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。
- 4 復学に必要な事項は別に定める。

(退 学)

- 第27条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 退学に必要な事項は別に定める。

(除 籍)

- 第28条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
- (1) 死亡した者。
 - (2) 行方不明の届出のあった者。
 - (3) 授業料等の校納金および教科書・教材費等の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
 - (4) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
 - (5) 休学期間を超えてなお復学しない者。
 - (6) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。
 - (7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
 - (8) 退学処分を受けた者。
- 2 除籍に必要な事項は別に定める。

(復 籍)

- 第29条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 復籍に必要な事項は別に定める。

(卒 業)

- 第30条 本校指定の修業年限以上在学し、第14条の課程修了の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第31条 下記の課程・学科を修了した者は学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

課程名	学科名
文化・教養専門課程	コミックイラスト科
文化・教養専門課程	ゲーム学科
文化・教養専門課程	CG学科
文化・教養専門課程	アニメ学科

文化・教養専門課程	マンガ学科
文化・教養専門課程	イラスト学科

第32条 下記の課程・学科を修了した者は学校教育法施行規則第186条の3に基づき、高度専門士と称することができる。

課程名	学科名
文化・教養専門課程	ゲーム4年制学科
文化・教養専門課程	CG4年制学科

第6章 外国人学生

(外国人学生)

第33条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、特別の選考を経て入学を許可することができる。

- 2 外国人の入学資格、入学志願手続、その他必要な事項は別に定める。
- 3 外国人とは、日本以外の国籍を有する者をいう。ただし、下記の者を除く。
 - (1) 日本の法律に基づく法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者。
 - (2) 日本において高等学校、これに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者。
 - (3) 日本において中学校、これに準ずる学校又は中等教育学校又は中等教育学校の前期課程を修了した者を卒業した者。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第34条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰する事がある。

- 2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲 戒)

第35条 校長は、本校の規則に違反又は本校の学生として本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときは、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。
- 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
 - (3) 人権を侵害する行為
 - (4) ハラスメント行為
 - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

- (7) 試験等における不正行為
- (8) その他学生の本分に反する行為
- 4 懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない
- 5 その他必要な事項は別途定める。

第 8 章 入学金、授業料およびその他

(納付金)

第 36 条 本校の入学金及び授業料等の校納金は、別表 3 のとおりとする。

- 2 既に納付した授業料、入学選考料、入学金、施設設備費、教育充実費、実習費は返還しない。ただし、特別な事由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

(連帯保証人)

第 37 条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

(連帯保証人の変更)

第 38 条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学及び停学の場合の納付金)

- 第 39 条 学期の途中で退学し、又は、除籍された者の当該期分の授業料及び当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。
- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の納付金)

第 40 条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料及び当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(復学の場合の納付金)

- 第 41 条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。
- 2 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。
- 3 年度の中途において復学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費、実習費は徴収する。

(寄宿舎)

第 42 条 寄宿舎に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第 43 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。また、校長が必要と認めた

場合は、臨時の健康診断を実施することがある。

- 2 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

第9章 科目等履修生および聴講生

(科目等履修生)

- 第44条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修および聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生および聴講生として当該科目の履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

第10章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

- 第45条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	修業期間	授業時数	総定員	備考
週3ナレッジコース	3年	1296時間	60名	
週1ナレッジコース	3年	432時間	60名	
アニメ・マンガ講座	3か月	72時間	40名	

- 2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(保護者等)

- 第46条 第19条第3項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

附 則

この学則は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年 4月1日から施行する。

(第8条(休業日)の条文を変更)

(第11条(教育課程および授業時間数)別表2を変更)

(第15条(課程修了の認定)の条文を変更)

(第28条(復学)の条文第2項、第3項を追加)

(第6章 外国人学生 を追加)

(第33条(外国人学生)の条文を追加)

- (第34条(表彰)の条文第2項を追加)
- (第39条(復学の場合の納付金)の条文を変更)
- (第9章を 科目等履修および聴講生 に変更)
- (第42条(科目等履修生)の条文を変更)
- (第10章 附帯教育事業 を追加)
- (第43条(附帯教育事業)の条文を追加)

附 則

この学則は令和2年4月1日より施行する。

- (第4条(学校評価)第2項の条文を変更、第3項の条文を追加)
 - (第9条(教職員)の条文を変更)
 - (第11条(教育課程及び授業時間数)別表2の変更)
 - (第27条(休学)第6項の条文を削除)
 - (第33条(称号の授与)の条文を追加)
- ただし、称号の授与(マンガ・イラスト・CG科)の追加については、
令和2年2月29日から適用する。
- (第37条(納付金)別表3の変更)

附 則

この学則は令和3年4月1日より施行する。

- ただし、令和2年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。
- (第11条(教育課程及び授業時間数)別表2の変更)
 - (第33条(称号の授与)ゲーム・CG・アニメ科の追加)
- 称号の授与(ゲーム・CG・アニメ科)の追加については、
令和3年2月24日から適用する。
- (第36条(懲戒)懲戒種類の変更)
- 第36条については、令和2年度以前の入学生にも適用する。
- (第37条(納付金)別表3の変更)
- 入学金の変更
- (第44条(附帯教育事業)コースの追加)

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。

- ただし、令和2年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。
- (第5条(本校の課程・学科および修業年限、ならびに定員別表1の変更)
- 学科名の変更
- ゲーム・CG・アニメ専攻科、マンガ・イラスト・CG科、マンガ専攻科を
ゲーム・CG専攻科、マンガ・イラスト科、マンガ・イラスト研究科に変更
- (第37条(納付金)別表3の変更)
- 学科名の変更
- ゲーム・CG・アニメ専攻科、マンガ・イラスト・CG科、マンガ専攻科を

ゲーム・CG専攻科、マンガ・イラスト科、マンガ・イラスト研究科に変更

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。

ただし、令和3年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第11条(教育課程及び授業時間数)別表2の変更)

(第20条(入学手続き及び入学許可)条文の変更)

(第21条(保証人)の条文の削除)

(第22条(保証人の変更)の条文の削除)

(第32条(称号の授与)ゲーム・CG・アニメ専攻科の追加)

ただし、称号の授与(ゲーム・CG・アニメ専攻科)の追加については、令和4年3月4日から適用する。

(第37条(連帯保証人)の条文の追加)

(第38条(連帯保証人の変更)の条文の追加)

(第11章 雑則の追加)

(第46条(保護者等)の条文の追加)

附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。

ただし、令和4年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第5条(本校の課程・学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)

(第9条(教職員)第1項 条文の変更)

(第11条(教育課程及び授業時間数)条文の変更 第2項追加 別表2の変更)

(第12条(授業時間の単位数への換算)条文の削除 旧学則)

(第13条(成績評価)条文の変更)

(第14条(課程修了の認定)条文の変更)

(第27条(除籍)条文の変更)

(第29条(卒業)条文の変更)

(第35条(納付金)別表3の変更)

(第45条(保護者等)条文の変更)

附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。

ただし、令和4年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第7条(学年・学期の始終期)条文の変更)

(第11条(教育課程及び授業時間数) 別表2の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。

但し、令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

- (第 5 条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 第 1 項別表 1 の変更)
(第 1 1 条 (教育課程および履修方法) 第 2 項 別表 2 の変更)
(第 3 5 条 (納付金) 第 1 項 別表 3 の変更 第 2 項 条文の変更)
(第 3 8 条 (退学及び停学の場合の納付金) 条文の変更)
(第 3 9 条 (休学の場合の納付金) 条文の変更)

附 則

この学則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

但し、令和 5 年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

- (第 5 条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 第 1 項 別表 1 の変更)

附 則

この学則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

但し、令和 5 年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

- (第 5 条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 第 1 項 別表 1 の変更)
(第 7 条 (学年・学期の始終期) 第 9 条 (教職員) 第 11 条 (教育課程及び授業時間数)
(第 12 条 (授業時間) 第 13 条 (成績評価) 第 14 条 (課程修了の認定) 第 15 条 (入学資格)
第 19 条 (入学手続き及び入学許可) 条文の変更)
(第 20 条 (保証人) 条文の追加)
(第 25 条 (休学) 第 26 条 (復学) 第 27 条 (退学) 第 28 条 (除籍) 第 29 条 (復籍)
第 31 条 (称号の授与) 第 33 条 (外国人学生) 第 45 条 (附帯教育事業) 条文の変更)
第 31 条 (称号の授与) の条文変更については、令和 6 年 1 月 17 日より施行する
第 3 6 条 (納付金) 第 1 項 別表 3 の変更

附 則

この学則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

但し、令和 6 年度以前の入学生に対しては、第 9 条を除き、従前の規程を適用する。

- (第 9 条 (教職員) 第 1 項 条文の変更)
(第 11 条 (教育課程及び授業時間数) 別表 2 の変更)
(第 31 条 (称号の授与) の条文変更、尚、この条文の変更は令和 7 年 1 月 1 4 日より施行する)

附 則

この学則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、令和 7 年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

- (第 3 6 条 (納付金) 第 1 項 別表 3 の変更)

附 則

この学則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、第 3 1 条、第 3 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の入学者から適用し、
施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

- (第 4 条 (学校評価) 条文の変更)

(第5条(本校の課程・学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)
(第11条(教育課程および授業時間数)条文および別表2の変更)
ただし、ポップカルチャー総合学科の令和7年度以前の入学生に対しては、
従前の別表2を適用する。

(第13条(成績評価)条文の変更)

(第14条(課程修了の認定)条文の変更)

(第19条(入学手続き及び入学許可)条文の変更)

(第20条(保証人)条文の変更)

(第25条(休学)条文の変更)

(第28条(除籍)条文の変更)

(第30条(卒業)条文の変更)

(第31条・第32条(称号の授与)条文の変更)

(第36条(納付金)条文および別表3の変更)

(第41条(復学の場合の納付金)条文の変更)

(第45条(附帯教育事業)条文の変更)

(第46条(保護者等)条文の変更)

別表 1

本校の課程・学科・修業年限・定員

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化・教養 専門課程	昼	ゲーム4年制学科	4年	30	120	
	昼	CG4年制学科	4年	15	60	
	昼	ゲーム学科	3年	40	120	
	昼	CG学科	3年	40	120	
	昼	アニメ学科	3年	15	45	
	昼	マンガ学科	3年	10	30	
	昼	イラスト学科	3年	30	90	
	昼	コミックイラスト科	2年	40	80	
	昼	コミックイラスト研究科	1年	20	20	
文化・教養 高等課程	昼	ポップカルチャー総合学科	3年	40	120	
合計				280	805	

※コミックイラスト研究科の入学資格は、本校のマンガ・イラスト科,マンガ・イラスト・CG科を卒業した者、および他の専門学校・大学で同等の学科・学部を卒業した者とする

別表 2

省略

別表 3

入学金及び授業料等

[単位：円]

課程	学 科 名	入 学 金	授 業 料 (年間)	施 設 設 備 費	教 育 充 実 費 (年間)	実 習 費 (年間)
文 化 ・ 教 養 専 門 課 程	ゲーム4年制学科	150,000	630,000	290,000	120,000	50,000
	CG4年制学科	150,000	630,000	290,000	120,000	1年 30,000 2~4年次 50,000
	ゲーム学科	150,000	630,000	290,000	120,000	50,000
	CG学科	150,000	630,000	290,000	120,000	50,000
	アニメ学科	150,000	630,000	290,000	120,000	30,000
	マンガ学科	150,000	630,000	290,000	120,000	30,000
	イラスト学科	150,000	630,000	290,000	120,000	30,000
	コミックイラスト科	150,000	630,000	290,000	120,000	30,000
	コミックイラスト研究科	150,000	630,000	290,000	120,000	20,000
文化・教養 高等課程	ポップカルチャー総合学科	100,000	600,000	100,000		
入学選考料		30,000 (※外国人留学生については20,000)				

※ 教科書・教材費、検定受験料、研修費等は別途実費請求